

文政七年  
 大久保加賀守様 呈渡父之敵討状取申  
 浅田録藏  
 浅田門次郎  
 敵討一件

史料A 江戸の奉行所への届出 文政三年(1820)

文政三年八月

御届書写取之通

大久保加賀守足様

只助孝子浅田 録藏

尚辰正左右

口人実子浅田 門次郎

尚辰孫次右

右之者親浅田只助孝子之看取江去、寅七月

傍事足様成就万助致礼心手紙為厚只助

深手手紙百取果万助兼於其場捕押吟味

年之季令礼心在遠之程以吟味申入事、年

正月起為二月半指致、年為數尋、年之次

今以行来、年各物申致事指致、年本心立度、

年儀、年各領分、年端取、年何事、年万助

行来、年足達、年取、年敵討、年為、年取、年書、年

小田原藩土敵討一件 第一部

① 文政七申年

大久保加賀守様足輕、父の敵討候始末

浅田 鉄蔵 敵討一件

浅田門次郎

史料A 敵討の許可

文政三辰年八月

御届書写左の通

大久保加賀守足輕

只助養子 浅田 鉄蔵

當辰廿壹才

同人実子 浅田門次郎

當辰拾貳才

右の者、親浅田只助其外の者共へ、去々寅七月

傍輩足輕成瀧万助致乱心、手疵為負、只助

深手に付、翌日相果、万助義、於其場捕押、吟味申

付候處、全乱心に相違無之、猶以吟味中、入牢申付

置候處、當二月、牢拔致候に付、嚴敷尋申付候へ共

今以行衛不相知、然處致牢拔候上は、本心に立戻り

候儀と相察、領分は勿論、御府内并何国迄も、万助

行衛相尋、見逢次第、親の敵討留申度段、書面

予者在野... 承廟... 遂以... 討... 人... 此後使者... 公以上

大久保如賀守家来

八月

志谷弥源治

好之通西... 有之

公... 我... 此... 可... 年... 八月... 廿... 日... 也

一江... 活... 曲... 鞠... 肉... 為... 山... 於... 之... 為... 意... 通... 其... 外... 右... 准... 以... 場... 不... 得... 多... 而... 下... 也... 乎

万助... 病... 死... 之... 意... 急... 應... 於... 之... 怪... 如... 誰... 持... 了... 以... 立... 度... 下... 一... 事

向井浮篤之組

八月廿四日

淺田路流

若父... 兵... 助... 敵... 成... 籠... 可... 助... 行... 勳... 於... 討... 果... 中... 度... 依... 之... 在... 暇... 於... 野... 中... 守... 備... 手... 以... 為... 可... 設... 出... 立... 不... 首... 尾... 好... 討... 留... 於... 之... 處... 餘... 人... 始... 未... 於... 廟... 控... 通... 亦... 計... 之... 上... 六... 陽... 兼... 下... 位... 守... 會... 江... 戶... 西... 原... 數... 如... 在... 小... 田... 原... 表... 也... 在... 向... 野... 子... 速... 下... 於... 廟... 之... 家... 也

②の者共願出候に付、承届、見逢次第討留候はゞ、其処の役人等へ相断可申段、申渡候、御帳に付置候様致度

此段使者を以申入候、以上

大久保加賀守家来

八月 志谷 弥源治

右の通御届有之

公義御帳へ同年八月廿一日留る

一 江戸御曲輪内、両山抔は可為遠慮、其外右に准候  
場所は憚候て可然事

万助病死の趣、急度相分候はゞ、慥成證據を以  
立戻可申事

向井弾右衛門組

八月廿四日 浅田 鉄蔵

養父只助敵成瀧万助、行衛相尋、討果申度

依之御暇相願候に付、願の通申付、勝手次第可致

出立候、首尾好討留候はゞ、其処役人へ始末相届、掟

通取計の上は、帰参可被仰付候間、江戸御屋敷成共

小田原表へ成共、向寄へ早速可相届候、家内

之者其一大法甚持三人分市並之有跡其端  
下遂布中之以為忠附至子按每以中重之家因  
之者是之通也長屋法入用之忠代之如也教  
方、孫城、儀、播、手、以、吏、可、法、子、

伊田茂右衛門經

淺田門改部

右口斷之序後

右口斷之序後

辰八月廿五日

於此劫定取用一月為千貫黨之位傳  
之趣左之通

向井彈正經

淺田珠藏

伊田茂右衛門經

淺田門改部

今叔親之敵討拉致不守暇於致取中之以通  
父之仇共之天下不戴之理也者可有之儀之尤  
至極之心底之委曲達 所聽以各母奇持之  
以沙法有之致致之公長子之身分門改部事之  
若輩若右神之大望致之公心底奇持之儀之尾

の者共へは御養扶持三人分被下置候間、致安堵

③ 可遂本望候、且為御心附金子拾兩被下置候、家内の者、是迄の通、御長屋御入用迄御貸被成候、尤親類方へ罷越候儀勝手次第に可致事

伊田茂右衛門組

浅田 門次郎

右同断被申渡

右於頭申渡

辰八月廿五日

於御勘定所、御用人月番千賀八右衛門被仰渡の趣、左の通

向井弾右衛門組

浅田 鉄蔵

伊田茂右衛門組

浅田 門次郎

今般、親の敵討相願候に付、昨日於預頭申聞候の通、父の仇には共に天を不戴の理にて、さも可有之儀と、尤至極の心底にて、委曲達御聴候處、奇特の御沙汰有之、鉄蔵義は養子の身分、門次郎事は若輩にて右躰の大望願立候心底奇特の儀、首尾

好中望持達之上ハ急ぎ方有考道も其之  
手上げ振ふ之下乃由河法も万一未練之御有之  
也  
御上之由名も活し由事言隠分需章了願  
身分豊國にお徳潔く申望を拉達目出為御美  
疎之疏心候了也

疏之疏心候了也  
竹花町表申紙  
向井浮鷹申紙

取浮鷹分紙下  
陸丸、梅舟刀一腰  
并油花一節也又

小取 筆取 右川平四郎

傍紫木内十次郎 右一件 身三十日尋之 伝舟  
赤手宛之下急當人左見口隠道口控之控出 尤口日  
控出

新堀町江戸名所番示向之紙分尋之紙

伊田茂在馬申紙

取寄馬分紙下  
つて而金藏等を又

小取 沢地捨在馬申紙

傍紫木山左之助二件 身三十日尋之 仰舟  
赤手宛之下急當人左見口隠道口控之控出 尤口日  
控出 右捨控つて而長月廿六日子船等之  
如立赤三方一控出

④ 好本望相達候の上は、愈其方共孝道も相立、

其上格別の可被及御沙汰にも、万一未練の働有之に

おいては、一己の恥辱のみに無之

御上の御名をも汚し候事にて、随分勇氣を励し

身分堅固に相愼、潔く本望を相達、目出度帰参

致候様、此段申聞候

竹花町裏中の組

頭弾右衛門より組下

向井弾右衛門組

鉄蔵へ拵付刀一腰

小頭

并鉢巻一筋遣す

筆頭

石川平四郎

傍輩木内十次郎、右一件に付、三十日の間尋被仰付

御手宛被下置、當人共見え隠れ同様罷出候、尤同日

罷出候

新宿町江戸口御番所向の組にては無之組

頭茂右衛門より組下

伊田茂右衛門組

門次郎へ金貳兩遣す

小頭

筆頭

沢地勝右衛門

傍輩杉山庄之助は一件に付、三十日間尋被仰付

御手宛被下置、當人共見え隠れ同様に罷出候、尤同日

罷出候、右鉄蔵・門次郎、辰八月廿六日早朝、爰元

出立、東の方へ罷越候

持頭組足輕

成瀬 万助

右万助儀、一昨年只助を及殺害候節、外ニも手疵負候者も有之、全乱心之趣ニ付、牢舎被仰付置候所、致如何、牢口錠明候哉、当春牢を抜出逃去候由、右躰牢拔致候ニ付、乱心ニ無之趣ニ付、只助兩人之子供、敵討之義奉願候由、当八月廿一日御奉行様江御届相濟、同廿五日、於小田原表、敵討願之通被仰付御暇被下候、御手当等頂戴仕候ニ付、格別之思召を以、同組筆頭之者老人江差添被遣候旨、向井弾左衛門・伊田茂左衛門(右)も、各大小一通り宛差遣し候由。

伺書

一 万助義、若何方江か奉公住入候節ハ、先方江申入候而名乗合之義哉、於途中待請候而本望相達可仕哉、且御領・寺社領・私領分杯へ相住候ば、本望相達候上、其筋江申達候而可然哉。

万助他家江住入、供先等ニ候者打果候儀遠慮可致候、其外共ニ不戴之道理ニ而、見逢次第之事ニ付、了簡次第之事。

一 万助、若虚無僧杯ニ相成居候節ハ如何取計可然哉。

吹呂屋之儀は、御定等も有之由承居候得共、不容易義、且法衣を着致居候節、存念之処相違候者宗法取計も可有之、若隠れ候者、江戸御屋敷江其旨を以相願候事可有之筋合、右之通ニ候得共、前御下ゲ札之通、見逢次第身命投候而取計、心付次第之事。

一 辰八月兩人出立

頭を錢別

大小 鉢巻  
大小 金貳兩

鉄蔵  
紋二郎

右は御分家小日向新坂大久保家江参候書付之由、金剛寺坂を参り候間、写差上申候。





史料E 浅田兄弟の口上書

浅田鉄藏、同門次郎へ

御尋御座候に付、始末申上候

次第 寫

口上の覚

去る辰年、養父忠助敵成瀧万助討果申度段、御暇奉願、其以後

処々行衛相尋、并此度本望相達候次第、委細申上候様、御尋被遊候。

此儀、去る辰年八月廿五日、敵討御暇願の通被仰付候。翌廿六日、弟

浅田門次郎召連、小田原表出立仕、相州大山・鎌倉邊相尋、夫より神

道者の身拵に仕、大坂へ志罷登り、同処近邊相尋、四国邊迄罷越、翌

巳年に罷成、門次郎義は幼年の事に付、私義所々相尋、敵万助住処

尋當候上は、門次郎同道仕、討果候約束仕、同人義は江戸表

一橋様矢倉御屋敷御奉行馬場儀右衛門様奥方様は養父の為、従弟

の續に付、御同人様御屋鋪へ罷越、御世話罷成候。私儀は御領分井口村百姓

太兵衛と申者の縁者に付、同人方へ罷越、其内大山石尊へ立願を立

九月頃と相覚候三日三夜断食仕相籠、夫より同人世話にて、伊勢原

神宮寺と申虚無僧寺へ參、虚無僧に身をやつし、国々手廣

相尋候。見込候処夫々持場有之、其外へは一切相廻候義不相成、手狭に付、

漸吉ヶ年程罷在、相模・伊豆・駿河・甲斐国相廻り、其後退寺いたし

江戸木挽丁五丁目駕屋勝右衛門と申者、姉婿に付、同人へ手寄

御府内外近在等相尋、右同人方へ罷在候内、馬場儀右衛門様にて一ヶ年程

一刀流劔術修行仕候。其後安房・上総・下総邊へ千ヶ寺詣に身拵仕、刀を杖に

仕込罷越候。右三ヶ国相尋候節は、年若故、何方にも不審に有之故哉、

宿いたし呉不申、多分野宿仕候。大坂邊へ罷越候節は、路金貯も有之

権別難源爲子ノ古来ノ勇振仕羅城其長一旅軍務二月  
余も亦難源仕不勝在患方之戻去活羅城去未年中論爲不  
對三ノ換亦亦来夫傳一節意定一年之約束若黨事之亦任在因  
大山不動箱根控攻の命令以爲難源信心以し一毎月十日精進仕在  
家内藤清之六水ノ隘或竹之劍洲修行仕居毎根水ノ隘ノ左  
一節在患ノ蓋不審ニ存何れノ事抄ノ厚ノ在乃之不復能ノ速ニ於  
日人ノ加納大和守獲亦亦来何某ノ節在亦急仕使仕羅城ノ下母  
此旅能難源ノ苦在患ノ根在公以し一居足守之不効ノ如以し一  
矢傳一節在患ノ伴繼之益加納獲亦亦浦ノ羅城延敵打殺亦亦出  
之ノ由苦在患ノ根在患ノ益敵數乃之在乳陣迷惑仕居亦亦在  
之ノ益之在患ノ傳亦亦厚ノ勤苦數之在守途ノ不暇亦亦守之不  
尚表ニ亦亦在勤三月ノ首尾能難源ノ不勝在患ノ在活亦亦在  
宜方ノ事ノ成在し一厚南三月ノ村松丁ニ在在ノ町醫平致言  
若黨事公ニ在海口ノ益療治手廣ノ諸人ニ事亦亦款ニ手職  
下亦亦武之在事公仕在在延三月中以亦亦在助也房約名仕在在町  
町人丑右衛門娘小見ノ言通羅城守宜亦亦在助亦亦在存亦亦在  
亦探延源川墨江丁乃具在松而節亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
手無亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
之知之在去善也亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
小田原ノ羅城ノ在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
中者亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
之在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
之在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在  
中城ノ守亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在亦亦在

格別難渋薄く候得共、千ヶ寺参の身拵仕罷越候節は、路金貯無之、二ヶ月  
余も別て難渋仕、又々勝右衛門方へ立戻、世話に罷成候。去る未年中、稲葉  
對馬守様御家来矢嶋一郎右衛門方へ、一ヶ年の約束にて若党奉公相住、其内  
大山不動・箱根権現、別て金比羅を信心いたし、毎月十日は精進仕、毎夜  
家内寝鎮り候へば水を浴、或は竹にて劍術修行仕居、毎夜水を浴候故  
一郎右衛門義不審に存、何故の事哉と度々相尋候へ共、程能申透置候、然処  
同人方より加納大和守様御家来何某に候哉、名前失念仕、使に罷越候処處、  
御旗組瀬戸蔦右衛門娘奉公いたし居、見付候へ共、知らぬ顔いたし置候処、其後  
矢嶋一郎右衛門倅縫之丞義、加納様御屋鋪へ罷越候処、敵打願、御家を出候  
ものゝ由、蔦右衛門娘相咄候趣を以、敵敷身元相糺、誠迷惑仕候へ共、決て左様の  
ものに無之段申偽置、其後は勤苦敷候へ共、半途にて暇取候ては、却て不宜  
当春に至迄相勤、三月に首尾能暇を取、勝右衛門世話にて、万助相尋候手續  
官方の奉公成共いたし度、當三月より村松丁に罷在候町醫印牧玄順方へ  
若黨奉公に相濟、同人義は療治手廣にて、諸人込候事故、若敵の手掛にも  
可相成哉と見込、奉公仕罷在候処、三月中、以前万助女房約束仕候代官町  
町人丑右衛門娘、小児を召連罷越候に付、定て万助行衛も存可罷在哉と住居等  
相探候処、深川黒江丁道具屋松五郎と申者方に四ヶ年已前片付、一向存不申  
手懸も無御座、當正月、養母事内々罷越申聞候は、房州辺に万助罷在  
候哉の旨、去暮順礼罷越申聞、三月中は又々参り、委敷申聞候積に付  
左候はゞ、早々彼地へ罷越候様申聞候に付、印牧方同役人へ、殊に寄候はゞ急に  
小田原へ罷越申度と噂いたし置候処、當四月に至、富士御師中村伊織と  
申者を以、養母方より申越候は、宮川定兵衛倅太吉と申者、先達て隠居いたし  
候と相覚候、當時常州府中宿へ罷在、此者より水戸地にて、万助を見留  
候段、養母方へ内々相告候に付、太吉へ手寄、本望相達候様、養母方より  
申越候に付、弟門次郎へ早々其旨相通、同人義も直様罷越可申旨申談



四月十七日暮合、印牧方出奔仕、勝右衛門方へ罷越、薄々様子相咄、身仕度仕候、右玄順方出奔の事故、給金勝右衛門受合に付、償相納不申候ては不相成、兼て兩人共、金三両は封じ金にいたし置、所持仕候へ共、其余は一向無之、何分工面出来兼、又勝右衛門義も兼々困窮者の上、是迄厚世話に相成候者に付、何分気毒に付、是迄所持の着類売拂、取替金壹両一步、勝右衛門へ指遣置、跡に不形（ふなり）無之様、程能取扱呉様相頼、且印牧方へ大望有之身分に付、実事を押隠、夫のみならず出奔仕候へば、信を失候儀と、後日批判を可請哉難計、左候ては残念に付、本望相達候沙汰承り候得ば、此紙面飛脚を以相届候様に仕、扱呉様にと相頼、断候廉々を書候て、水戸下丁より指出候紙面にいたし、勝右衛門へ相頼置、同十八日、兩人共出立仕、府中宿へ罷越、太吉を相尋候処、東照宮様御祭札に付、水戸へ稼に罷越候由に付直様水戸下ノ丁へ罷越、相尋候所、一向尋当り不申、誠に土地不案内の義に付、万端指支、乍併水戸地にて慥に見付候上は、是非尋出申度、人入込候場所、心ざしなから、湊へ罷越、蔦屋と申旅籠屋へ宿を取候処、長々逗留相成兼候故、門次郎風邪の趣に申合、打伏居、夫を申立逗留致居、所々相尋、夫より磯浜村岩井町へ兩人にて尋参、同廿六日暮前、岩船山へ参詣罷越候処、万助義、宅に罷在候に付、夫より兩人申合、小松山へ這入身仕度仕、弥同人に相違無之哉見届申度、夜に入、同人宅を伺見候処、額に疵有之候得共相違無之、直に踏込可申とは存候へ共、灯明壺ヶ処付置、至て影闇く、何分難忍候へ共、最早住所相知候上は、討洩申間敷と決定仕先其夜は見合、又々小松山へ立戻、其夜は同處にて夜を明し、翌廿七日辰前に様子伺候処、居合不申、誠に当惑仕、昨夜の期を指延候段、兩人互に相歎罷在、外に致方も無之候間、混候へ共、諸神諸佛祈誓仕、小忝山へ終日隠れ居、暮過に至り、又々様子伺候処、在宿いたし、夫婦にて酒給罷在候、



其上圍炉裏にて焚火いたし、灯明二ヶ所迄置、行燈の明も慥にて、本望達候期に至候歟、両人相怡あつち、門次郎義は格別見知も有之間敷と申談、たばこ買に罷越、障子を明置、門へ出候と私義先に立、狭き住居にて働候都合不宜候間、脇指并風呂敷包等を入口へ指置、刀計指、柄に手を懸、七カ年已前親の敵と呼懸候処、万助義あつと声を上、立上り候処、足を拂候処、居敷（いしき）又立帰り、手を出し候処を、右の肩へ切込、其節手にて請候に付、手共切付、門次郎義、左の耳より顔を掛、二の腕迄切下候処、女房義、如何いたし候哉、人殺、助くれ候様に呼りながら、万助を抱き、邪魔仕候に付、両人共上段に構■（打カ）猶豫仕候処、女房は門次郎太刀先向に付、門次郎義、邪魔に相成候得ば討果候と聲懸候に付女房相果候ては不宜と存、私義左の手に手、女房を土間へ突落し候処、其儘逃出し、其節、門次郎刀先にても女房へ當候哉、睨と相覚不申候、門次郎義左の肩へ切込、万助義、私へ掴付候に付、跡へしさり逃れ候て、二ノ腕よりあばらへかけ切伏、其儘息絶申候間、留を指可申と存候処、両肩深く切込候に付、留めを刺義不相成候、其内近所の者大勢集、人殺助遣すべくと呼り候に付七カ年已前親の敵討留候に付、いづれも騒不申候様にと呼り、夫を承り集候者ども追々立退、夫より入口に指置候脇指を始、風呂敷包等取寄、両人共刀を収、死骸に付添、御役人中へ此次第申達度、村役人の内、罷越呉候様相集候者へ頼候へ共、熟も逃出し、相尋候へ共、只吉人參呉不申、入口へ出見候処、万助向宅之女房、門口に居候に付、親の敵討候者にて決て騒申間敷、村役人へ逢度由申候処、先刻村役人方へ申遣候に付、唯今可參旨申答候間、彼是三時余板敷に罷在候、其内両三人内へ入、何事も不申、其場の様子見候て罷出、其内家主庄吉と申者、提灯を持罷越申候間、敵打の次第、御役人中へ届候様相頼遣、無程同人立戻、押付役人中罷越、懸御目可申旨申聞候其内岩井町成田屋権十と申者罷越、此場に長々指置候義、如何義に付、同人宅へ罷越候様申聞候に付、暁八つ時頃にて候哉、同人方へ罷越候処



砂糖湯を出、其後丁寧の認指出、一々私共前にて、同人毒味致指出、至て深切に致くれ候、其内庄屋太兵衛と申者方へ引移候様、役人中より申越候由に付、同人方へ罷越、其途中大勢提灯にて送、無紛願入寺に役人兩人參、長途の旅勞も可有之、何事に不寄、無遠慮申聞候様被申聞、同人に御帳写指出、万助討果候次第申達候、御場所を不相弁討留め候義に付如何様の御咎被仰付候ても、聊不苦旨申述候処、御帳写請取、書役に為写取候て、水戸表へ申遣候間、此書付所持いたし居可申旨申聞、致返却に付引取申候。江戸表辰之口屋敷へ手紙指遣申度候間、賃錢何程相懸候ても宜敷候間、飛脚相頼呉候様、村役人へ度々相頼候処、御役人中へ申達、指圖無之候ては不相成候間、先見合候様申聞候に付、折入頼入候へ共、何分承知不決、同廿九日、検使の御役人中被參、私共御尋御座候に付、荒増程能申上候処何歎書物所持致候哉の趣に付、為見候様被申聞候間、御帳写指出候処、其外にも書物可有之候間、不残為見候様、尚又申聞候に付、所持の書物類指出。御出役の衆中申聞候は、江戸表への飛脚の義、度々村役人へ被頼候由の処、水戸より飛脚相立候に付、序に届可遣候間、認指出候様申聞候に付、則認、村役人へ相頼、同廿八日暮過、又々組頭喜七郎方へ引移申候。其節其後とも引移候節は、岩船様御家来山田嘉太夫と申仁は、劍術修練の仁の由に付、途中付添被仰付候由にて、付添いたし呉られ、前々申上候通、万助搦付候に付、衣服血に染候に付ては、廿八日に至り、古着にても調呉候様、村役人へ相頼候処、黒木綿紋付袷袴つ調呉候に付、代料相拂候処、先料御預置可申由申聞、其後村役人申聞候は、御役人中へ申達候処、夫は心付不申義、其位の義は、心付も可有之義と申、被呵候に付、代料指戻候様取扱候様被申聞候趣を以、辞退に及候へども、左様有之候ては、銘々致迷惑候義に付、何分取呉候様申聞候に付、無余義受取置申候、御預中少々風邪に罷在候処組頭喜七郎義、風邪薬呉、多分快相成候へ共、此旨御役人中へ相達候に付、大切の身分旁御醫師被下、風薬式服頂戴仕候、去る三日、白川屋喜左衛門と申者へ

又引稿云、山口人、葛浦海、抽出、干菓子餅菓子、故、存、三、存、  
 抽出、引、厚、の、菊、の、酒、礎、蓋、出、去、三、の、中、目、付、の、由、為、人、存、取、取、  
 毎、度、茶、干、菓子、進、物、類、以、上、の、不、出、引、海、上、の、釣、夕、付、手、摘、り、  
 魚、油、の、巾、垂、の、釣、斗、魚、不、常、と、是、の、瓦、石、町、崎、良、料、理、頂、戴、  
 仰、せ、い、去、り、引、取、合、取、不、村、及、人、の、以、事、人、極、致、茶、油、豊、厚、給、一、死、  
 毛、綿、百、筋、草、物、走、り、の、江、前、ハ、毛、綿、組、也、給、茶、油、走、り、苗、而、抽、是、苗、  
 有、り、乃、致、不、と、為、引、届、之、有、苗、中、産、之、也、之、巾、垂、何、上、多、事、亦、厚、  
 有、り、之、巾、垂、引、取、仰、せ、い、去、り、引、取、合、取、不、村、及、人、の、以、事、人、極、  
 致、人、存、取、取、在、是、と、引、取、右、人、存、取、取、引、取、右、人、存、取、取、引、  
 川、越、重、袴、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、  
 乃、致、役、令、在、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、  
 仕、合、事、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、取、引、

五月

浅田 珠藏

又々引移、五日には同人薑蒲酒指出、其後干菓子・餅菓子、都合三度  
指出、御引渡候當日、酒・硯蓋出し、去る三日、下目付の由にて、兩人昼夜相詰  
両度茶干菓子進物に預候、廿八日より御引渡迄朝夕、汁・平猪口、何か  
魚物被下置候、朝計魚不被下置候、至て御叮嚀の御料理頂戴被  
仰付候。去る四日朝、願入寺様より村役人を以、兩人へ棧留茶豎嶋裕一宛、私へは  
木綿万筋単物きつ、門次郎へは毛綿紺豎嶋単物きつ、兼て指遣用意も  
有之間敷不被為行届候へ共、当座凌のため被下置候、何に不寄支度の義  
有之候はゞ、申出候様被仰出候段、申聞頂戴仕候。同十一日、渡辺四郎兵衛殿  
外吉人、名前相覚不申候兩人罷越、被申聞候は、兩人へ岸島太織裕きつ宛  
川越平袴、絹小紋袷羽織きつ宛、近々御引渡し相成候に付ては、用意も有之  
間敷、役人共取計を以被下置候段被仰渡、拝領仕、重々冥加至極難有  
仕合奉存候、御尋に付此段申上候

五月

浅田鉄蔵



## 口上之覺

去る辰年、実父敵、成瀧万助討果申度、御暇奉願、其後處々行衛相尋、并今度本望相達候次第、委曲申上候様御尋被遊候。此儀、兄鉄蔵申上候通同道仕、小田原表出立仕、四國邊迄相尋、翌々年、馬場儀右衛門様御世話に相成居、御同人様にて劍術修行仕候へ共、果敢被不申候に付、去る未年大前孫兵衛様へ若黨奉公に相濟、御嫡子熊次郎様御相手にて、一刀流稽古仕居候処、是又速々敷修行出来兼候に付、御暇を願候へ共、出し不申、漸當三月中御暇を取、富士御師中村伊織と申親類、大津修理大夫様に相勤罷在候加藤静馬弟牧太と申者、近藤石見守様御組三間重兵衛様へ相勤候て、縁を以御給金等の約束無之、若當替り相成、劍術・柔術・槍術とも御師範に付、右何れも修業仕、内実は大望有之義御承知にて御世話被成下候。小田原表罷出候已来、諸神諸佛信心仕、中にも金比羅信心仕、精進等仕罷在候、兄鉄蔵申上候通、水戸地へ罷越候由に付、直様儀右衛門様へ申上候処、御嫡子新之丞様、十七日朝、三間重兵衛様御出、御懸合御座候処、直に御同道被下候て、儀右衛門様御宅へ罷出候処、心得方御懇に御教示被下其上路用等にも指支可申込、御饞別旁金子何程歟包候て被下置候処、兼て心懸、封金に致置候に付、達て御辞退申上候処、左候はゞ目出度帰府迄預置可申旨被仰聞候。夫よりの兄鉄蔵方へ罷越、十八日御當地出立仕、夫よりの討果候手續其外拜領物等に至迄、鉄蔵申上候通にて、聊相違無御座候、誠以冥加至極、難有仕合奉存候、右御尋に付、此段申上候。

五月

淺田門次郎